

別紙 1

主 な 改 正 事 項

| 改正後条項号                 | 改正前条項号                 | 改 正 事 項 の 概 要                                                                                                            |
|------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 7 編の 2<br>28 の 2-1-1 | 第 7 編の 2<br>28 の 2-1-1 | 特産リキュールの原料に使用する農産物について、その一部が特産物であればよいこととされたことから、日本標準商品分類の「69-95 砂糖」「69-96 糖みつ」「69-97 糖類」及び「70-4 はちみつ」を「農産物」の定義に含めることとした。 |
| 28 の 2-1-2             | (新設)                   | 「水産物」とは、日本標準商品分類の「71 水産食品」に属するものをいうことを規定した。                                                                              |
| 28 の 2-1-3             | (新設)                   | 「加工品」とは、日本標準商品分類の「72 農産加工食品」、「73 畜産加工食品」及び「74 水産加工食品」に属するものをいうことを規定した。                                                   |
| 28 の 2-1-4             | (新設)                   | 「特区内農産物等と同一の種類のもの」の判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の 5 桁を基準として行うものとすることを規定した。                                                        |
| (削除)                   | 28 の 2-1-2             | 特産リキュールの原料に使用する特産物について、農産物のほかに水産物及び加工品が追加されるとともに、その一部が特産物であればよいこととされたことから、規定を削除した。                                       |